第７節　栄養教諭

１　取得方法の概要

(1)　免許状の種類

ア　栄養教諭２種免許状 イ　栄養教諭１種免許状 ウ　栄養教諭専修免許状

(2)　取得方法の区分

注意事項	ア 平成31年４月１日施行の免許法（以下新法という。）により免許状を取得する。 イ 平成16年７月１日施行の免許法（以下旧法という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ 申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。				
免許状の種類	取得方法の区分 （取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
２種免許状	短期大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	短期大学士の学位を有すること及び栄養士の免許を有することを基礎資格とし、栄別表２の２により単位を修得する。 ※基礎資格には、大学（短大を含む。）又は教員養成機関に２年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。	栄別表２の２ …Ｐ110 旧栄別表２の２ …Ｐ115	1	免許法 別表第２の２
	学校栄養職員が２種免許状を取得する場合	学校栄養職員の経験年数に応じ、附則17項－１及び附則17項－２により単位を修得する。	栄附則17項 …Ｐ111～112	10	免許法 附則17項
１種免許状	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士免許を有することを基礎資格とし、栄別表２の２により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に４年以上在学し、124単位以上を修得し卒業した場合を含む。	栄別表２の２ …Ｐ110 旧栄別表２の２ …Ｐ115	1	免許法 別表第２の２
	学校栄養職員が１種免許状を取得する場合	学校栄養職員の経験年数に応じ、附則17項－１及び附則17項－２により単位を修得する。	栄附則17項 …Ｐ111～112	10	免許法 附則17項
	２種免許状から１種免許状を取得する場合	栄養教諭２種免許状取得後に、経験年数に応じ、栄別表６の２－１により単位を修得する。	栄別表６の２－１ …Ｐ113	7	免許法 別表第６の２
専修免許状	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有すること及び管理栄養士の免許を有することを基礎資格とし、栄別表２の２により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に１年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。	栄別表２の２ …Ｐ110 旧栄別表２の２ …Ｐ115	1	免許法 別表第２の２
	１種免許状から専修免許状を取得する場合	栄養教諭１種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で栄別表６の２－２により単位を修得する。	栄別表６の２－２ …Ｐ114	7	免許法 別表第６の２

(3)　道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況［令和４年度現在］

◎…専修、１種　　○…１種　□…専修のみ　△…２種

＜大学＞

免許状の区分 大学名	栄養教諭
名寄市立大学	○
天使大学	◎
藤女子大学	◎
北海道文教大学	○
札幌保健医療大学	○

＜短期大学＞

光塩学園女子短期大学	△
函館短期大学	△

(4)　全国大学通信教育開設状況［令和４年度現在］

該当なし

2　新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		栄	別表２の２

基礎資格	栄養教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。 ＊　短期大学士の学位には、大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。
	栄養教諭１種免許状	学士の学位を有すること、かつ、次の１又は２のいずれかの資格を有すること。 １　栄養士法第２条第３項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 ２　栄養士法第５条の３第４号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了（管理栄養士学校指定規則別表第１の関係科目を８２単位以上修得していること。）し、同法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。 ＊　学士の学位には、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に４年以上在学し、１２４単位以上を修得し卒業した場合を含む。
	栄養教諭専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第２条第３項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 ＊　修士の学位には、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。

大学において修得することを必要とする単位	科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
	栄養に係る教育及び教職に関する科目 注４	栄養に係る教育に関する科目 ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	２	４	４
		教育の基礎的理解に関する科目 注５ ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注６ ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	５	８	８
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注５ ・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	３	６	６
注１		教育実践に関する科目			
注２		・栄養教育実習	２	２	２
注３		・教職実践演習	２	２	２
	大学が独自に設定する科目 注７ 注８				２４
	合計単位数		１４	２２	４６

その他 注９	日本国憲法	２
	体　　育	２
	外国語コミュニケーション	２
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	２

注１　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。

注２
(1)　１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状に相当する単位は修得済とみなす。

注３　「大学において修得することを必要とする単位」の単位は、栄養教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注４　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。

注５
(1)　「教育の基礎的理解に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は２単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
(2)　「教育の基礎的理解に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び 生徒指導、教育相談等に関する科目」は８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注６　「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、１単位以上修得する。

注７　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注８　「大学が独自に設定する科目」の単位は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和４１年文部省・厚生省令第２号）別表第１に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に科目等のうち１以上の科目について修得する。

注９　その他の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。

R４.１０

３　学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する方法

（１）他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有する場合

免許状の取得は、単位修得後に学校給食法第７条に規定する学校栄養職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として在職している者に限る。（栄養教諭を除く。）

所　要　資　格			栄	附則１７項－１
授与を受けようとする免許状		栄養教諭 ２種免許状	栄養教諭 １種免許状	注１　経験年数は、基礎資格取得後に、学校給食法第７条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として勤務した次の期間 (1)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の学校栄養職員の職 (2)　共同調理場の学校栄養職員の職 (3)　教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者 注２　他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有する者の経験年数は、３年未満の期間があるときも、経験年数を満たすものとしてこの表を適用する。 ※１年未満の期間を含む。 注３　最低修得単位数は、基礎資格取得後に修得した単位とする。 注４　「栄養に係る教育に関する科目」の単位は、点線内の各事項を必ず修得すること。
基　礎　資　格		栄養士法第２条第１項の規定により、栄養士の免許を受けていること。	栄養士法第２条第３項の規定により、管理栄養士の免許を受けていること又は同法第５条の３第４号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。	
経　験　年　数　注１　注２		（３年）	（３年）	
最　低　修　得　単　位　数　注３		２	２	
所要の単位	栄養に係る教育に関する科目　注４ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	２	２	
	合　計　単　位　数	２	２	

（２）他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有しない場合

免許状の取得は、単位修得後に学校給食法第７条に規定する学校栄養職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として在職している者に限る（栄養教諭を除く。）。

所要資格		栄	附則１７項－２

基礎資格		
	栄養教諭２種免許状	栄養士法第２条第１項の規定により、栄養士の免許を受けていること。
	栄養教諭１種免許状	栄養士法第２条第３項の規定により、管理栄養士の免許を受けていること又は同法第５条の３第４号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。

授与を受けようとする免許状			栄養教諭２種免許状	栄養教諭１種免許状
経験年数 注１			３年	３年
最低修得単位数 注２			8	１０
大学において修得することを必要とする単位	栄養に係る教育に関する科目 注３ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項		2	2
	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 注６	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1	1
		栄養教育実習 注４	1	1
		自由選択科目 注５	3	5
		計	6	8
	合計単位数		8	10

注１　経験年数は、基礎資格取得後に、学校給食法第７条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として勤務した次の期間
(1)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の学校栄養職員の職
(2)　共同調理場の学校栄養職員の職
(3)　教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者

注２　最低修得単位数は、基礎資格取得後に修得した単位とする。

注３　「栄養に係る教育に関する科目」の単位は、点線内の各事項を必ず修得すること。

注４　「栄養教育実習」の単位は、免許法第３条の２に規定する特別非常勤講師として１年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をもって、「栄養教育実習」の単位に替えることができる。

注５　「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の「自由選択科目」は、この表に掲げる「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から選択して修得する。

注６　「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項の中から選択して修得する。

R４.１０

4　上級免許状を取得する方法

(1) ２種免許状から１種免許状を取得する場合

所要資格	＊　経験年数別最低修得単位数	栄	別表６の２－１

授与を受けようとする免許状		栄養教諭１種免許状							
有することが必要な免許状		栄養教諭２種免許状							
経験年数 注１ 注２		３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年以上	管理栄養士の免許を受けている者 １年未満の期間を含む
最低修得単位数 注３		40	35	30	25	20	15	10	8
所要の単位	管理栄養士学校指定規則別表第１に掲げる教育内容に係る科目 注４	32	27	22	17	12	10	5	
所要の単位	栄養に係る教育に関する科目 注５ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	2	2	2	2	2	2	2	2
所要の単位	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 教育の基礎的理解に関する科目 注７ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	2	2	2	2	1	1	2
所要の単位	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 自由選択科目 注６	4	4	4	4	4	2	2	4
所要の単位	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 計	6	6	6	6	6	3	3	6
所要の単位	合計単位数	40	35	30	25	20	15	10	8

注１　経験年数は、栄養教諭２種免許状取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として勤務した期間

注２　栄養士法第２条第３項の規定により、管理栄養士の免許を受けている者の経験年数は、３年未満の期間があるときも、経験年数を満たすものとし、「管理栄養士の免許を受けている者」の欄を適用する。

注３　最低修得単位数は、栄養教諭２種免許状取得後に修得した単位とする。

注４　「管理栄養士学校指定規則別表第１に掲げる教育内容に係る科目」の単位は、「専門分野」及び「専門基礎分野」から選択して修得する。

注５　「栄養に係る教育に関する科目」のうち点線内は科目に含まれている事項であり、各事項から選択して修得する。

注６　「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の「自由選択科目」は、大学等が開講する「栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」から選択して修得する。

注７　「教育の基礎的理解に関する科目」のうち点線内は科目に含まれている事項であり、各事項から選択して修得する。

⑵ １種免許状から専修免許状を取得する場合

所　要　資　格	＊　経験年数別最低修得単位数	栄	別表６の２－２

授与を受けようとする免許状		栄養教諭専修免許状	注１　経験年数は、栄養教諭１種免許状取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として勤務した期間 注２　最低修得単位数は、栄養教諭１種免許状取得後に修得した単位とする。 注３ (1)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 (2)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和４１年文部省・厚生省令第２号）別表第１に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」を修得する。
有することが必要な免許状		栄養教諭１種免許状	
経験年数　注１		３年	
最低修得単位数　注２	大学が独自に設定する科目　注３	１５	

5　旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位	旧栄	別表２の２

基礎資格	栄養教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。 ＊　短期大学士の学位には、大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。
	栄養教諭１種免許状	学士の学位を有すること、かつ、次の１又は２のいずれかの資格を有すること。 １　栄養士法第２条第３項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 ２　栄養士法第５条の３第４号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了（管理栄養士学校指定規則別表第１の関係科目を８２単位以上修得していること。）し、同法第２条第１項の規定により栄養士の免許を受けていること。 ＊　学士の学位には、学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に４年以上在学し、１２４単位以上を修得し卒業した場合を含む。
	栄養教諭専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第２条第３項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 ＊　修士の学位には、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。

所要の単位（注１ 注２）	科目	最低修得単位数 ２種	１種	専修
	栄養に係る教育に関する科目（注３ 注５） ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	２	４	４
教職に関する科目（注４）	教職の意義等に関する科目（注５ 注６） ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	２	２	２
	教育の基礎理論に関する科目（注５ 注６） ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	２	４	４
	教育課程に関する科目（注５ 注６） ・教育課程の意義及び編成の方法 ・道徳及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	２	４	４
	生徒指導及び教育相談に関する科目（注５ 注６） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	２	４	４
	栄養教育実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。）	２	２	２
	教職実践演習	２	２	２
	計	１２	１８	１８
	栄養に係る教育又は教職に関する科目（注７ 注８）			２４
	合計単位数	１４	２２	４６
その他（注９）	日本国憲法	２		
	体　育	２		
	外国語コミュニケーション	２		
	情報機器の操作	２		

注１　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。

注２
(1)　１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状に相当する単位は修得済とみなす。

注３　「栄養に係る教育に関する科目」の単位は、栄養教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注４　「教職に関する科目」の単位は、栄養教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注５　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。

注６
(1)　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）まで、「生徒指導及び教育相談に関する科目」は２単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
(2)　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程に関する科目」並びに「生徒指導及び教育相談に関する科目」はそれぞれ４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注７　「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注８　「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の単位は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和４１年文部省・厚生省令第２号）別表第１に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は教職に関する科目を修得する。

注９　その他の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。